

平成29年度 随意契約結果<建設部>

(平成30年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称(工事・ 業務名等)及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
1	建設課	木津川市木津奈良道64番地2 株式会社望月測量設計事務所 代表取締役 岩崎 隆雄	市道加1-1号線道路詳細設 計業務 29-建委-10	コンサル	路線測量 L=0.02km 道路詳細設計(A) L=0.02km	平成29年7月18日 ～ 平成30年1月26日	1,944,000円	3,029,400円	①地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による。 ②当業務の業務箇所隣接して京都府より発注済の交差点改良詳細設計業務の受注者を選定することにより、期間の短縮、業務の円滑な実施、交差点と統一的で連続性のある計画が可能となるため。
2	建設課	京都府福知山市昭和町64番地 株式会社国土開発センター京都 営業所 所長 濱側 裕久	貝鍋川暫定改修測量設計業務 29-建委-11	コンサル	基本設計 1式 路線測量 L=0.58km 用地測量 A=0.13ha	平成29年7月28日 ～ 平成30年3月23日	7,322,400円	8,616,240円	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号の規定による。 ②京都府が施工している一級河川赤田川切替に合わせた樋門付近の暫定改修を行うためには、期間的余裕がなく且つ緊急を要するため、赤田川改修測量設計業務受注者に発注することが経済的・期間的に有利であると判断した為。
3	建設課	京都市中京区西ノ京樋ノ口町 123 京都府森林組合連合会 代表理事会長 青合 幹夫	災害に強い森づくり事業測量 設計業務 29-建委-4	コンサル	測量業務 ・山際谷溪間測量 L=0.05km ・山際谷重機進入路測量 L=0.15km 設計業務 一式	平成29年8月15日 ～ 平成29年12月25日	1,166,400円	1,637,280円	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②京都府受託事業で今年度内に工事完了に向けた工事設計図書の作成が必要であり、森林土木に係わる測量・設計、森林保護に係わる調査施工が可能業者を選定した。
4	建設課	木津川市山城町神童子三上山1 番地 山城町森林組合 代表理事組合長 木村 浩三	林道維持管理業務 29-建委-13	役務	除草工 一式 ・刈払工 A=1.40ha ・集積工 A=1.20ha 集水樹清掃 N=10箇所 高木伐採 N=1本	平成29年8月15日 ～ 平成29年12月15日	918,000円	1,274,400円	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②森林公園内の林道の維持管理であり、公園利用状況によって作業日程を調整し公園利用者の安全確保が必要なことから、公園の運営状況を把握できる業者を選定した。
5	建設課	京都市上京区出水通油小路東入 丁子風呂町104番地の2 京都府 庁西別館 京都府土地改良事業団体連合会 会長 野中 広務	ため池点検調査業務 29-建委-8	コンサル	ため池点検 80か所 漏水調査 5か所 修繕工法検討 16か所 廃ため池検討業務 7か所	平成29年9月21日 ～ 平成30年3月30日	6,447,600円	6,447,600円	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②京都府でため池一斉点検を受注した業者へ委託することにより、同一基準による判断による調査が可能業者を選定した。

平成29年度 随意契約結果＜建設部＞

（平成30年3月31日現在）

番号	担当課	契約の相手方 （住所、会社名、代表者）	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 （工事・業務等概要）	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
6	建設課	京都市上京区出水通油小路東入 丁子風呂町104番地の2 京都府 庁西別館 京都府土地改良事業団体連合会 会長 野中 広務	土地改良施設管理システム構 築業務 29-建委-9	コンサル	農業用排水施設データ作成 （旧山城町内） 農道データ作成（旧山城町 内） 水利施設属性データ作成	平成29年9月21日 ～ 平成30年3月30日	3,996,000円	3,996,000円	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定 による。 ②「水土里ネット京都 施設管理システム」を開 発した業者を選定した。
7	建設課	京都府木津川市市坂奈良道64番 地2 株式会社 望月測量設計事務所 代表取締役 岩崎 隆雄	下川改修に伴う用地測量業務 29-建委-17	コンサル	復元測量 A=1.1ha	平成30年1月25日 ～ 平成30年2月28日	648,000円	711,720円	①地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定 による。 ②地元地権者から早急に用地整理を行うよう要求 されており緊急を要することから、木津川市の測 量登録業者を選定した。
8	建設課	京都府木津川市山城町綺田渋川 18-1 株式会社伊藤組 代表取締役 伊藤 公一	9 1 2 - 5 0 6 柿木平農道災 害復旧工事 29-建-17	土木工事	鉄筋L型擁壁工3段積 L=10m	平成30年2月14日 ～ 平成30年3月23日	2,484,000円	2,570,400円	①地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定 による。 ②災害復旧工事であり緊急を要することから、木 津川市建設業協会会員かつ市総合点700点未満であ る者を選定した。
9	建設課	京都府中京区西ノ京中保町64 株式会社長村組 代表取締役 北中 孝幸	西殿樋門護岸設置工事 29-建-19	土木工事	護岸連節ブロック A=137㎡ 張芝 A= 71㎡	平成30年2月23日 ～ 平成30年3月30日	4,482,000円	5,122,440円	①地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定 による。 ②現在、国土交通省が施工中の災害復旧工事と一 体施工することが円滑且つ適正であり当該業者に 請け負わせることが最も有利であると判断したた め。
10	建設課	京都府木津川市山城町椿井北代 39 株式会社中井建設 代表取締役 中井 秀高	田中前水路改修工事に伴う付 帯工事 29-建-22	土木工事	上流樋門設置工 1式 下流樋門設置工 1式 フラップゲート設置工 1式	平成29年12月19日 ～ 平成30年3月30日	2,003,400円	2,371,680円	①地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定 による。 ②平成29年の台風18号により堤内地において床下 浸水することがあり、出水期までに施工すること が必要であったため、「田中前水路改修工事」の 受注者を選定した。

平成29年度 随意契約結果＜建設部＞

（平成30年3月31日現在）

番号	担当課	契約の相手方 （住所、会社名、代表者）	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 （工事・業務等概要）	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
11	建設課	京都市上京区出水通油小路東入 丁子風呂町104番地の2 京 都府庁西別館 京都府土地改良事業団体連合会 会長 野中 広務	鹿背山取水地区調査業務 29-建委-7	コンサル	調査設計業務 一式	平成30年1月24日 ～ 平成30年3月29日	3,310,000円	3,310,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 本業務は前業務（「28-建委-3」木津用水地区施設計画策定調査設計業務）の計画書について、土地改良法改正に伴う新たな事業制度に移行するなかで、本地区の計画を見直し計画書の修正等を実施するもので、引き続き実施する一体的な業務であること及び農林水産省補助版標準積算システムを保有し、設計積算業務を履行できる団体であるため、前業務の受託者を選定した。
12	管理課	木津川市加茂町西丑谷94 増本建設 代表者 増本 勝弘	正天川ほか維持修繕工事 29-管維-2	土木工事	河道内維持工事 1式	平成29年4月12日 ～ 平成29年6月15日	1,607,040円	1,607,040円	①地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 ②平成28年度河川維持修繕工事の受注者であり、緊急で対応できる者。
13	管理課	和歌山県紀の川市桃山町市場 547-3 チリ化成株式会社 代表取締役 小川 量也	公園施設整備点検業務 29-管委-13	役務	公園施設点検・修繕 1式	平成29年8月7日 ～ 平成30年3月31日	2,786,400円	3,927,960円	①地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 ②入札中止により、唯一の応札者であった者を選定した。
14	都市計画課	木津川市木津清水50番地 玉谷産業株式会社 代表取締役 玉谷 守	ウッドチップパー 29-木北-2	物品	ウッドチップパー 1機	平成29年12月15日限り	1,063,800円	1,445,040円	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②市の物品（農業機械器具）の登録業者より見積徴取を行い、予定価格の範囲内で最も安価な者と契約した。
15	都市計画課	大分市高城西町7番27号 株式会社ミカサ 代表取締役 三笠 大志	木津北地区バイオトイレメン テナンス業務委託 29-木北-5	役務	バイオトイレ 2か所 ・定期点検 ・バッテリー交換 ・杉チップ交換	平成29年10月13日 ～ 平成29年11月22日	658,800円	658,800円	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②専門的な技術をもって設備機器の品質維持を行う必要があることから、設置・製造メーカーである者を選定した。